2025年(令和7年)4月1日より

入院時の食事に係る標準負担額が 改正されます

入院時の食事代は、診療や薬代などの費用とは別に下表の自己負担が必要です。

【入院時1食当たりの負担額】

一般 (70歳未満)	70歳以上の 高齢者	標準負担額(1食あたり)	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
一般 (下記以外)	一般 (下記以外)	490円 💻	→ 510円
		指定難病患者	
		280円 💻	→ 300円
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ (※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	
		230円 💻	→ 240円
		過去1年間の入院期間が90日以超	
		180円 💻	→ 190円
該当なし	低所得者 I (※2)	110円 💻	110円

※1 低所得者Ⅱ:①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得Ⅰ」以外の方

※2 低所得者 I: ①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を

差し引いたときに0円となる方、あるいは②老齢福祉年金受給権者

※1・2 に該当する方は医療保険の保険者が発行する「減額認定証」が必要です。

国の健康保険法の規定に基づき、入院中の食事代の標準負担額が上記の通り変更されます。 全医療機関共通の金額となりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。 詳しくは、医事課までお問い合わせください。